

平成 2 9 年生駒市教育委員会

第 2 回定例会 議案

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

生駒市教育委員会

平成29年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について	1
報告第2号	生駒市スポーツ推進審議会の答申について	2～3
議案第3号	生駒市スポーツ振興基本計画後期計画(生駒市スポーツ推進計画)の策定について	4
議案第4号	平成29年度予算編成について	5
議案第5号	平成29年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	6～12
平成28年 議案第17号	生駒市いじめ防止基本方針の策定について	13
議案第1号	平成29年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について	14
議案第2号	平成29年度生駒市学校教育の目標について	15

報告第 1 号

生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について

生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 1 号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

報告第 2 号

生駒市スポーツ推進審議会の答申について

生駒市スポーツ推進審議会の答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 1 号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

生駒市教育委員会

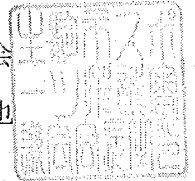
教育長 中 田 好 昭



生 駒 市 教 育 委 員 会
生 駒 市 教 育 委 員 会 審 議 会 第 4 号
平 成 2 7 年 2 月 7 日

生駒市教育委員会
教育長 中田 好昭 様

生駒市スポーツ推進審議会
会 長 池 田 誠 也



生駒市スポーツ振興基本計画後期計画の策定について（答申）

平成27年7月30日付け生教ス第58号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本審議会は、後期計画の策定にあたり、前期5年間の事業・施策の進捗を検証するとともに、平成27年度に行った市民意識調査結果から明らかになった課題について考察を加え、前期計画の基本的な枠組を踏襲しつつ、スポーツを取り巻く新たな課題にも対応できる計画とすべく審議を行ってまいりました。

また、後期計画の名称については、前期計画策定後に制定された「スポーツ基本法」の趣旨等に合致したものとするため「生駒市スポーツ推進計画」といたしました。

この答申を機に、すべての生駒市民が積極的にスポーツにふれあい、市民憲章にも示されている「スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちづくり」がより一層具現化されることを期待いたします。

議案第 3 号

生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（生駒市スポーツ推進計画）
の策定について

生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（生駒市スポーツ推進計画）の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

平成29年2月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 4 号

平成 29 年度予算編成について

平成 29 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 5 号

平成 29 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例の制定について
- ・ 生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について



議案第 号

生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議
会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 生駒市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第6条）

第3章 生駒市いじめ防止等対策審議会（第7条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定により設置する生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 生駒市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、生駒市いじめ問題対策連絡協議会（以

下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項を協議する。

(会長及び委員)

第4条 連絡協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 生駒市立学校の教職員

(2) 関係機関の職員

(3) 関係団体を代表する者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

6 委員の定数は、15人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

8 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができ

る。

第3章 生駒市いじめ防止等対策審議会

(設置)

第7条 法第14条第3項の規定に基づき、生駒市いじめ防止等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための実効的な対策の実施に関する事項
- (2) 法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関する事項

(組織)

第9条 対策審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第10条 対策審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第11条 対策審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、対策審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 対策審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 対策審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 対策審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準用)

第14条 第4条第7項及び第8項並びに第6条の規定は、対策審議会について準用する。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び対策審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議案第 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成20年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表生駒市立生駒北小学校の項中「生駒市高山町12595番地」を「生駒市高山町6794番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議案第 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第8項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設の」に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第2条 生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第7項中「情緒障害児短期治療施設の」を「児童心理治療施設の」に、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 28 年議案第 17 号

生駒市いじめ防止基本方針の策定について

生駒市いじめ防止基本方針の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 1 号

平成 29 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

平成 29 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 2 号

平成 29 年度生駒市学校教育の目標について

平成 29 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 27 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭